

下水道工事現場のイメージアップコンクール実施要項

1 目的

下水道工事現場のイメージアップコンクール（以下「コンクール」）は、浜松市上下水道部の発注した下水道管きょ工事および処理場、ポンプ場等施設設備工事（以下「下水道工事」）において、施工業者が実施した工事現場のイメージアップ状況を審査し、優れたものを表彰することにより、工事現場環境のレベルアップを図り、工事現場周辺に住むお客さまの理解と協力を得ることを目的とする。

2 応募資格

コンクールに応募できる下水道工事は、毎年1月1日から翌年1月31日までの工事期間に以下を実施した施工業者とする。

ただし、二ヵ年以上にまたがる工事の応募は1回限りとする。

- (1) 下水道工事現場において工事広報板の設置等により、事業の必要性や効果等を市民に伝え、下水道事業のイメージアップ対策を行った。
- (2) 下水道工事現場周辺の環境改善を図った。
- (3) 下水道工事現場及び現場事務所等の環境対策（省資源、省エネルギー、騒音等）を図った。
- (4) 下水道工事現場周辺の学校及び地域と連携して環境教育や学習、見学会による「姿の見える下水道」等を通じて市民とのコミュニケーションを深める活動に取り組んだ。

3 参加申込み

- (1) 工事担当課は、様式1により施工業者にコンクールを周知する。
- (2) 参加を希望する施工業者は、契約後速やかに「下水道工事現場のイメージアップコンクール参加申込書」（様式2）を監督員に2部提出する。
また、監督員はコンクールの事務を総括する上下水道部下水道工事課（以下「事務局」）に1部提出する。
- (3) 施工業者は、実施する前に実施計画書を作成し、監督員及び工事担当課と協議を書面により行い、承諾を得ることとする。また、内容を変更する場合も同様とする。
- (4) 特に学校及び地域と連携して実施する場合、関係者との調整前に監督員、工事担当課と協議を行い、指示及び承諾を得ることとする。
- (5) 監督員は、承諾をした内容について実施確認を行う。
- (6) 施工業者は、実施後速やかに報告資料を監督員に2部提出する。
 - ア 実施計画書に基づき実施した内容についての報告書
（様式3アピールポイント調書添付）
 - イ 工事広報板等を撮影した写真 2枚程度
 - ウ 工事広報板等の周辺を撮影した写真 1枚程度
 - エ 工事広報板等を設置した位置の案内図 1枚
 - オ 地元説明用に作成した資料等 1式
 - カ 工事現場や工事現場周辺の環境対策の説明資料 1式
 - キ その他の活動（コンクールの主旨の範囲内）の説明資料 1式
- (7) 各工事担当課は、コンクール実施年度の2月下旬までに応募資格の有無を確認の上、課内において第一次審査を行うものとする。

4 審査

(1) 審査基準

コンクールは、以下に定める項目について審査するものとする。

- ア 工事広報板等で、工事の目的や内容（規模、施工方法、工期、連絡先）がお客さま（地域住民）にわかりやすく表現されているか。
- イ 工事広報板等で、工事に親しみの持てるような配慮がなされているか。
- ウ 工事広報板等で、下水道事業の必要性を理解してもらう努力が行われているか。
- エ 工事の進捗状況をお客さま（地域住民）に伝えているか。
- オ わかりやすい地元説明用資料を作成する等のお客さま（地域住民）とのコミュニケーションを図る努力が行われているか。
- カ 工事現場や周辺環境改善を図る努力がされているか。
- キ 現場の状況に合わせたイメージアップの対策が工夫されているか。
- ク 工事現場や現場事務所等の省資源、省エネルギー対策が工夫されているか。

(2) 第一次審査

- ア 第一次審査は、各工事担当課長が行う。
- イ 第一次審査の結果より監督員は推薦理由書を添え、報告資料1部を事務局に提出する。
- ウ 一次審査の結果は各工事担当課長より速やかにその旨を施工業者へ通知する。

(3) 第二次審査

- ア 第二次審査は、第一次審査により工事担当課長から推薦を受けたものについて審査委員により審査を行う。
- イ 審査委員は、審査基準により公平に審査を行う。
- ウ 審査は、監督員による推薦に関わる説明、施工業者の現場代理人等による取り組み発表（プレゼンテーション方式）、審査員の質疑により行う。
- エ 審査委員長は、審査結果を水道事業及び下水道事業管理者に報告する。
また、水道事業及び下水道事業管理者は、審査結果を踏まえ、以下の各賞を決定する。

- (ア) 最優秀賞
- (イ) 優秀賞
- (ウ) 特別賞

- (4) 入賞に至らなかった応募については、審査委員長は、その旨を工事担当課長へ通知する。また、工事担当課長は、速やかに施工業者へ通知する。

(5) 審査委員

- ア 審査委員長は、上下水道部次長級以上の職員とする。
- イ 審査委員は、上下水道部の次長及び課長並びに審査委員長が推薦した者とする。

5 表彰

- (1) 各賞に該当する応募については、施工業者を表彰する。
また、受賞者が共同企業体の場合は、各構成員を表彰する。
- (2) 表彰前日までに表彰対象の施工業者が建設業法に基づく行政処分または浜松市上下水道部工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けた場合には、表彰を取り消すことができる。

附 則

この要項は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は令和 3 年 8 月 30 日から施行する。